

## マッサージ屋さん



小2の娘が色々なお手伝いをしてくれるのですが、最近、マッサージ屋さんを開業しました。5分100円です。

具体的には、お客様（=父）がうつ伏せに寝た状態で、足の土踏まずをフミフミしてくれるサービスです。私も子どものころに父に同じマッサージをしていましたが、その頃の料金は15分100円でした。当時の料金を踏まえ、15分100円や10分100円で交渉をしましたが、交渉はまとまりませんでした。

最終的に5分100円となりましたが、40年前の相場と比べて3倍になっていたので、昨今の物価上昇に驚いています。

### 後見の登記事項証明書

成年後見人に就任すると、法務局から発行してもらえる書類です。

誰の後見人なのか、いつ後見人になったのかを公的に証明する書類であり、銀行や保険会社で成年後見人として手続きをするときに添付書類として要求されます。

九段下の法務局に郵送で申請するのですが、申請書類を発送してから戻ってくるまでに1週間以上かかり、とても不便です。

## 最低賃金

毎年10～12月にかけて都道府県ごとに最低賃金が設定されます。今年は、茨城県の発効日は10月12日からで1074円（前年比69円増）です。

給与計算が発効日を跨ぐ場合には以下のようない計算をすることになります。

例えば、茨城県で給与の計算期間が1日から末日だと、10月は

・時給が1100円の場合、発効日前も発効日後も最低賃金を上回っているので、

10月 1日～31日 1100円×労働時間

・時給が1050円の場合、発効日後は最低賃金を下回ることになるので、

10月 1日～11日 1050円×労働時間

10月 12日～31日 1074円×労働時間

というかんじです。なお、冒頭のマッサージ屋さんの件は時給1200円で最低賃金を少し上回る程度です。もっとも、親子間でのお手伝いは労働には該当しませんのでご参考までに。。。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設